

第119回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時 令和6年8月5日（月）13時30分～15時40分

2 場 所 庁議室

3 出席者 委員名（敬称略・五十音順）

池田恵子、大久保和政、大沢昌玄、関野兼太郎、新田都志子、吉田雪乃

※オンライン参加：関野兼太郎

【意見開陳】

工藤和美、倉片憲治

※事務局

埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課

課長 小沢 きよみ

主幹 根本 宏之

主査 石井 順子

主事 畠山 愛美

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設(5条1項)

① (仮称)川口市青木1丁目計画

② (仮称)カスミ八潮大曾根店

③ (仮称)キューブ坂戸薬師町店

④ (仮称)オーケー新座石神店

⑤オーケー川口中青木店

⑥ドラッグコスモス桶川朝日店

⑦ (仮称)ベルク狭山北入曾店

⑧ (仮称)ベルク杉戸下高野店

⑨ 昭栄産業ビル

(2) 変更

① ベルク光が丘店(6条2項)

② リプレ川口二番街(6条2項)

③ 西友川口芝店(6条2項)

- ④ フォレオ菖蒲（6条2項）
- ⑤ （仮称）ガリバー狭山店（6条2項）
- ⑥ スーパービバホーム鴻巣店（6条2項）

5 傍聴人

会場傍聴 1名
オンライン傍聴 なし

6 その他

リモートで事前説明を希望される委員に説明を行うとともに、その際に審議案件についてご意見をいただいた。

令和6年7月12日（金） 大沢昌玄委員、工藤和美委員
令和6年7月17日（水） 大久保和政委員、新田都志子委員
令和6年7月18日（木） 関野兼太郎、吉田雪乃委員
令和6年7月19日（金） 倉片憲治委員
令和6年7月25日（木） 池田恵子委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

①（仮称）川口市青木1丁目計画

【議 長】

では、最初の案件、川口市青木1丁目計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局説明）

【議 長】

ありがとうございました。今回初めての審議会なので、どのように進めていきますかということになりますが、皆さん事前説明は参加されているということですので、それに従ってご意見などございましたらお願いします。

まずは交通の関係からいかがでしょうか。

【委 員】

交差点の近所でございますので、ぜひ左折入出庫は守っていただけるよう、設置者をお願いできればというように思っております。

もし南側の方向から来ると、当然最後は運転手のモラルの問題になってしまうのですが、交差点から上がってきて、どうしても入口のところがラバーコーンみたいなのを立てない限りは、右折できてしまうっていうことはあるのですが、一方で、それによって事故や渋滞とかに繋がるとあまりよろしくないと思います。

については看板表記するとかですね。これ、ここの店舗だけじゃなくて全ての店舗に当たると思うのですが、場合によっては、大きな交通に対する課題等が出てきた場合は交通誘導員を配置するというような話もありましたので、そういった交通誘導員を活用しながら、安全重視をお願いできればなど思っております。

【議 長】

そうですね、オープン時には交通整理員を配置するとか、あとは、繁忙期にも配置するなどしていただきたいです。

【議 長】

(騒音に関しては)今回、騒音専門の委員が欠席ということで意見を事前に出していただいております、ここに関しては、どの地点というわけではないですけども、予測値を上回らないようにし、注意して運用してくださいという意見がありましたので、こちらに関してはこのとおり口頭意見を付すことでよろしいでしょうか。他にはいかがですか。

【委員】

すいません、事前説明のところで、そんなに深夜営業ではないですけど、22時ということで、やっぱり雇用の問題があるかなと思ひ質問したのですけれども、どこも雇用状況は同じようなものだという事なのでそれは大丈夫です。

【議長】

あと、荷捌きスペースが若干狭そうですね。そのあたりはいかがですか。

【委員】

一応軌跡が書かれていて、軌跡で検証されておりますので、多分できるっていうような前提ではあると思うのですが、一方で、歩道がないような道でございますので、出入りする時ですね、入ってくる時の確認、それから出る時に、歩行者を巻き込まないように、そういったご配慮をいただくことが必要ではないかなというように思います。

【議長】

搬入業者さんに十分注意喚起を行うってことでしょうか。

その他、いかがですか。

無いようですので、この案件に対する意見としては、来退店経路の案内を徹底して、右折入出庫する車両がないように徹底してくださいということと、荷捌き施設について交通安全に配慮していただく、それから、騒音について予測値を上回らないように注意して運用してください、という口頭意見を付すということよろしいでしょうか。

(全員了承)

②(仮称)カスミ八潮大曾根店

【議長】

では次の案件に移りましょう。カスミ八潮大曾根店について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

はい、ありがとうございました。

周りに流通センターとか工場の敷地とかがあって、隣に島忠もあるというような環境になっていますね。いかがでしょうか。まずはやはり交通からということ。

【委員】

こちらにつきましては、全ての店舗に共通するところがございますけど、右折入庫がないよう、来店経路の徹底をぜひお願いできればと思っています。

【議長】

騒音に関しては、夜間営業がありますので、夜間の騒音に関して、特に出入口①出口②及びa 1 2地点において、予測値を上回らないように注意してくださいというご意見が出ています。その他は工場とかなのであまり気にならないかもしれないですけど。

その他、いかがですか。事前説明の際に荷捌き車両についてのご意見が出ていたようですが。

【委員】

荷捌き車両専用の出入口がないので、従業員の安全確認や作業時間帯の配慮などをしていただいてもいいのかなと。

【委員】

深夜営業で、ちょっと本当に雇用の問題がどうなのかなって。今、本当にアルバイトとかも全然雇えていない。工業地帯でどの程度の人が雇えるのかなって、ちょっと不安だったのですが。従業員の数が少なくなってくると、安全性の問題だとか、その他の問題も出てくると思います。

【議長】

ちょっとそれを今回の審議会の意見にするのは、なかなか難しいかなというところでしょうか。その他いかがでしょうか。

【委員】

事前説明の時にガソリンスタンドということで、敷地土壌の汚染等について確認いたしましたら、問題はないということでしたので承知いたしました。あと、先ほどから意見が出ておりますけども、やっぱり左折イン、左折アウトということを徹底していただくよう十分配慮していただきたい。私が住んでいる近くのスーパーを見ても、右折で出てくる車、右折して入る車を見ますので、それはやっぱり道路の渋滞緩和、また交通事故を防ぐためにもその辺を徹底していただきたい、全ての案件についてですね、徹底していただきたいと思います。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。どこもオープン時や繁忙期には誘導員を配置し

ますといったコメントを付けてきたりしていますので、念押しで誘導員をつけてくださいというような口頭意見をつけて、それで右折アウトしないよう誘導してもらいましょう。

出てきた意見をまとめますと、来退店経路を徹底して、右折入出庫する車両がないよう、オープンや繁忙期は出入口に誘導員を配置するなどして交通安全の確保に努めてください、というところかなと。

あと、先ほど、荷捌き車両専用出入口がないので、作業時間帯や安全への配慮などをしていただきたいと。

それと、夜間の騒音に関して、特に出入口①出口②及びa 1 2地点において、予測値を超えないように注意してくださいと口頭意見を付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

③ (仮称) コープ坂戸薬師町店

【議 長】

それでは③のコープ坂戸薬師町店について、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

この案件に関しては色々皆さんご意見があるところですね。

南側駐車場は小学校に隣接していますし、通学路も当然、来退店経路と重なっている。

この辺が問題になるのではないかと思いますけれども、まずは交通からいかがでしょうか。

【委 員】

南側の駐車場を確認しようかなと思ったら、資料がかぶってしまって見えな場所がありまして。何て書いてあるのでしょうか。

(事務局説明)

【委 員】

荷捌き施設において、荷捌きを行うことができる時間帯が24時間なのでですね。わかりました。24時間で、小学校が近所にあって、小学校へ向かう道路から、荷捌き車両が通るということになるので、本来であれば、通学時間については、荷捌きはちょっとご配慮いただくようなことをしていただけるといいんじゃないかなというようには思っているところがございます。

実際に資料を見るとあまりいい計画になってないので。

というのは、例えば小学校の横の利用の時間制限する南側の駐車場から、本来

店舗出入口と南側の駐車場に直で移動できれば、道路を歩く距離ってというのは最短で行けるのですが、なぜかこの計画ですと、歩道がない区画道路をしばらく歩いてから駐車場に行く計画になっていたりするのです。

本来であれば効率性を考えれば店舗の入口から南側の駐車場にすぐ降ろしてしまえば、6メートルの移動で済むのではないかと。自動車と交わる空間を逆に長く、歩道がない空間を歩かせるような計画になっているので、この辺については今回の計画をベースに細かい計画を行う際にはちょっと熟慮された方がよろしいかなというように思いました。

でもこれ、もしかすると絵が悪いとも思っていて、別に斜めに下に下げればいいだけであって、駐車場の中を歩いてもらえばいいのに、なぜか知らないけど、車が通る歩道を歩く歩行者計画になっているのですよ。要は、この駐車場と道路の隙間のところを歩いていただくような計画になっているので。この駐車場とすぐ道路の間ってというのは、どのような状況になっているのでしょうか。

(事務局説明)

【委員】

店舗出口から1番短い距離で駐車場にアクセスできるように考慮されたいのかなと思います。

【委員】

事前説明の時に、確か南側駐車場って閑散期は使わないみたいな話があったかと。22時以降は使わないでしたっけ。

で、なるべく北側の駐車場から誘導していくというふうには聞いていて、北側駐車場にまずは誘導をしていきますと。

で、そこがいっぱいになったら、南側と西側とを使っていきますというような計画になっていると。

【議長】

北側の駐車場のところも、乱れた横断がなんとなく想定されるかなと。

百貨店時代とは変わらないのだろうとは思いますが。

客層が全然違うし、買い物して持っている荷物の量とかも違うと思うんですよ。

この辺もやっぱり交通誘導員を増員するなどして交通安全確保してくださいといった口頭意見をつけるのがいいのかなと。

【委員】

百貨店は、滞在時間が多分スーパーよりも長くて、回転も少ないっていうかスーパーと比べて滞在時間が長いかなと思うので、来店数も時間的な偏りがあるまいなように思いますけど、スーパーは混み合う時間もあつたりとか、お買い物が終わったら、すぐ帰りたいとか、急いで帰るとかあると思うので、丸広と同様

の配置だからってという理由だけではなかなかこう全部解決するわけではないのかなって思います。

【議 長】

今後の状況を見て適切に対応してくださいとかっていうのを入れましょうか。

【委 員】

ちょっと今 google アースを見ていて、ストリートビューが南側の駐車場と道路に段差があるのでしょうか。法面みたいになっていますね。1メートルぐらい高い。

そうすると、ダメなのか、南側駐車場から店舗へは、ぐるっと今の動線どおりじゃないとなかなか厳しい感じではありますね。

そこで、階段を上っていると。なるほど。この階段じゃないとアクセスできない。そうしたら、動線は計画どおりにせざるを得ないですね。

【委 員】

駐車場の方が高いんですね。写真の方を見ると、確かに。資料2を見ると。

【委 員】

丸広の時は、そこの通路部分に駐輪場みたいのがあって、歩くのはきつかったかもしれないけども、今回駐輪場は店舗前にあるので、そこは配慮していただいているってということかもしれない。

【議 長】

駐輪場ですよ、この動線でいいのかってところが。

繁忙期には誘導員をつけるように配慮してもらった方がいいのかな。

あとは騒音の方で夜間の騒音に関して、特に北側駐車場において、住宅地に囲まれているような形になるので、予測値を超えないよう運用してくださいというご意見が出ていますので、これは口頭意見としたいと思います。

その他気になるところはありますか。

【委 員】

やはり駐車場と店舗の間の道路のところにあの間隔で横断歩道があるっていうことは、登下校でも通るんじゃないかというように思うんですね。ですから、特に下校時の交通安全には 注意をしていただきたいって思うように思います。以上です。

【議 長】

意見をまとめますと、出入口が小学校の通学路に面していますし、来退店経路も小学校の通学路と重なっているので、交通安全の確保に努めていただきたい。

それから、特に北側駐車場ですね、オープン時や繁忙期には適宜交通整理員を増員するなどして安全確保していただきたい、荷捌きについては、登下校時間帯

を避けるよう配慮していただきたいということと、夜間の騒音に関して、特に北側駐車場において予測値を上回らないよう注意して運用していただきといった口頭意見を付すということによろしいでしょうか。

【委員】

こういう2階建てとかの建物だと、エスカレーター事故が多いので、県の方でエレベーターの表示義務みたいなサインを作ったらいいと思います。

【委員】

カートを持ってエスカレーターに乗ってしまい事故になるケースが多い。

【委員】

最近多いですね。はい。

【委員】

この場合も、エレベーターの位置がわかりづらいついていうのが正直気になりまして。私は実は専門でやっているのですが、やっぱり表示の問題っていうのはすごく大きいので。新設店の場合は最初からできますから。

【議長】

それはその通りだと思っておりますが、この内容が届出の指針の中に定められているものなのか。

最初に事務局から説明をいただいたように、この指針に載っているものについてどうなのかっていう意見を言うことになっているので。

【委員】

ありませんでしたっけ。来店客に対する配慮とか。

この件だけじゃなくて、全てのお店に多分関わることだと思いますので、やっぱりこの審議会の全体の共通意見として最後かなにかに残しておいて、今後検討いただくぐらいでもいいのではないかな。

【議長】

施設の中に入ってしまうと、指針から外れるのではないかなと思います。当審議会の意見としては難しいかと。

(事務局説明)

【議長】

それでは、2階建て以上になる建物に関しては、口頭意見ではないのですが、県から口頭意見を伝える際に、審議会でこういう話が出ていますよというところを付け加えてお伝えいただくということをお願いします。

【委員】

あと、埼玉県には「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」がありますが、歩行者には罰則はないですけれども、店舗内とか商業施設内とかで、そのことについて何か起きた場合は 施設側が問われてしまうのですよね。

最近非常にそういった事故が多いので、店舗の管理者なんかは興味を持っていると思うので。

【議長】

それではこの案件については、以上を口頭意見とすることよろしいでしょうか。

(全員了承)

④(仮称)オーケー新座石神店

【議長】

では次の④オーケー新座石神店について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

ご意見いかがでしょうか。

【委員】

2階が立体式駐車場で、そこで斜路でこういうふうに降りてくる構造になっております。

一応フェンスがあるので問題はないと思うんですが、周りが低層住居専用地域で、2階建ての戸建てが多いっていう中で、気になるのは冬ですね、夜は営業しないということですが、16時半ぐらいには多分車のライトをつけると思いますが、光害が発生しないようにご配慮をお願いしたいと。

で、事業者さんからは、サーチライトについては対応しますとは書いてあったのですが、ぜひ、その斜路の光害も発生する可能性がございますので、それについてもご配慮を賜ればと思います。よろしくをお願いします。

【議長】

ちょうどその同じ位置、上に上がってきたところが住居に近いというところで、騒音も予測値を回らないように注意して運用してくださいというご意見が出ています。

それから、これまでの審議会でも、通学路が重なっている場合は、児童への安全配慮の意見を付すというようにしていただきましたので、同じように意見を付しましょう。

あと、私の意見なんですけれども。写真を見ますとですね、資料2の8ページ、

9 ページ。この地図で言うと上の方なんですけど、住居と店舗が近いですね。

なので、住宅もたくさんありますので、開店後も周辺住民とのコミュニケーションに努めてくださいというのを一言入れておいた方がいいかなというように思いました。

ですので、まずは 騒音と光害について。住宅が近い地点については、そこについては予測値を上回らないように、光害については発生しないようにご配慮いただきたいということと、入口が小学校の通学路であるための安全配慮、住宅が近いので、開店後も住民とコミュニケーションをとり、適切な店舗運営に努めていただきたい。こういった口頭意見を付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

⑤オーケー川口中青木店

【議 長】

次の案件に移りましょう。⑤オーケー川口中青木店について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

はい。何か意見はございますか。

【委 員】

今までと同じように、左折入出庫ルールはちゃんと守ってくださいというお話と、場合によっては立体駐車場から降りてくるところで、直進する車も無きにしもあらずかと。ここは突き当りではなく十字路になっていますので。直進もご遠慮いただきたいというようなことをお願いできればと。ここの場所は、住宅地の中にそのまま行っちゃう可能性もありますので、直進しないように。

【議 長】

交差点に入ってしまうのではないのではないかという話ですね。

あと、よく歩道に急に自転車が切り出してきて事故になるっていう、ここは駐輪場からぱっと出て行って人にぶつかるっていうような危ない感じがするのですが、どうでしょう。

【委 員】

多分、ポールとなんかチェーンをこういうふうに置いて、そこで交差点のこの角切り部分からピュって入ってくることは防ぐためのものを設置するっていうのが、52 ページのところに一応書いてありますので。

ここ、なんか壁かなんかあるんですかね。すいません、勝手に壁があるのかなと思います、すいません、大体の設計だとありそうな気がするのですが。

(事務局説明)

【委員】

交差点に出てっちゃうことはないですね。
あと、緑地か何かにするのだと思うので、おそらくそこは。

【議長】

通学路とかが気になるというようなご意見も事前説明では出ていたようですが、いかがですか。

【委員】

はい。私は、そばに学校があるということで、かつ、道路の交通量がかなりあると思うんですね。そういった意味で、通学の安全配慮をお願いしたいということです。

【議長】

はい、わかりました。そうしましたら、入口が小学校の通学路に面していますし、来退店経路も小学校の通学路と重なっているので、交通安全の確保に努めてくださいということと、右折入出庫、また直進が生じないように案内を徹底してくださいということと、騒音に関してですね。

そこに関しては、特にA地点（P1'地点）については、予測値を上回らないように注意してくださいというご意見がありますので、こちらも意見としてつけ加えるということで、以上の口頭意見を付すことでよろしいでしょうか。

(全員了承)

⑥ドラックコスモス桶川朝日店

【議長】

次に⑥ドラックコスモス桶川朝日店について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

最初は交通に関してのご意見をいただきたいと思います。

【委員】

高崎線のアンダーパスからちょうど上がってくるところでもありますので、上がりきって、ちょうど側道から入ってきて、距離的にはある程度担保されている

と思うので問題ないと思うんですが、出入口のところがありますので、幹線道路の交通の集中が起きないようにですね。ちょっとご配慮いただきたいと思ったところがございます。

【議 長】

出入口がやはり小学校の通学路になっていますし、来退店経路も小学校の通学路と重なっているのので、安全に努めてください。

騒音に関しては、F地点において予測値を上回らないように注意して運営してくださいという意見が出ています。防音壁を設置するということにはなってますけれども一応。

ちなみにこの辺にキュービクルが集中しているということはありませんか。

(事務局説明)

【議 長】

先ほどのF地点のところに騒音が発生するような要素が集中しているので、予測値を上回らないように注意していただきたいということだと思いますので。

以上を口頭意見とすることでよろしいでしょうか。

(全員了承)

⑦ (仮称) ベルク狭山北入曾店

【議 長】

では、⑦ベルク狭山北入曾店について、事務局説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

小学校の通学路に面しているってところですね。通学路への配慮はお願いしましょう。

それから、夜間の騒音に関して、特にA地点、B地点において予測値を上回らないように注意していただきたいという意見が出ています。

駐車場は、一部22時降利用制限というのかかっている状態になってますけれども、騒音等の特別な事情が生じた時には、駐車場の夜間利用制限を増やすこともご検討くださいというようになっています。多分、利用制限を増やせば、騒音に関してはかなり抑えられるというように考えたかと思いますので、これも口頭意見としたいと思います。

その他、ご意見ございますか。

【委 員】

ガイドラインに基づく配慮事項のところ、狭山市商工会への加入って書いて

てありますが、これは狭山商工会議所だと思うんですね。なんて言いますか、誤りなんですけども、その辺について設置者の配慮が足りないなっていう感想です。

【議 長】

これは申請書に書かれているのですか。

(事務局説明)

【議 長】

県意見を伝える時にいろいろなパンフレットを渡したり、商工団体にご加入くださいというようにお話はされているということなので、その際に、この点についてもお話いただければと思います。

では、先ほどの口頭意見を付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

⑧ (仮称) ベルク杉戸下高野店

【議 長】

8番目の案件ですね。(仮称) ベルク杉戸下高野店について説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

ありがとうございます。ご意見いかがでしょうか。

【委 員】

隔地駐車場のところ、22時以降利用しないということだったんですが、一方で、この敷地内に併設施設っていうことで、この併設施設がどんな施設かちょっとまだ見えてないのもあるのですが、この併設施設は22時までしか営業しないっていうような理解でよろしいでしょうか。

(事務局回答)

【委 員】

わかりました。前回の事前説明の時にもご質問させていただいて、本来、この併設施設に対するバリアフリー駐車場は必要になってくると思うんですが、この併設施設がまだよく見えてないので、ちょっと悩ましいところですが。

駐車場については、逆に言うと併設施設の駐車場にもなる可能性がありますので、そこのところは併設施設の営業のあり方を踏まえて、各駐車場のあり方と

か、これ十分検討していただければなと思います。

【議 長】

併設施設が営業することになった時には、また変更の届出とかが出てくるのですか。

(事務局説明)

【委 員】

あ、わかりました。了解。

併設施設は今現在小売業を予定してないので大店法の外ということですね。

【議 長】

そうすると、隔地駐車場と店舗の間の交通誘導員を適宜配置するなどして安全に努めてくださいといった意見をつければよろしいですね。

あとは、騒音に関しては、アルファベットのA、b、あ地点において、予測値を上回らないよう注意して運用してくださいというご意見が出ています。

特別養護老人ホームが図面上で上の方にあって、そこに色々な機械があって、基準値をオーバーしていたというところでしょうか。ここの地点について予測値を上回らないように注意してくださいということ。苦情が生じた場合には駐車場北側、特に青文字3から5の範囲の夜間利用制限をご検討くださいということで、ちょっとアドバイスのなところがありますが、こちらを口頭意見として、この2点でよろしいですか。

(全員了承)

⑨昭栄産業ビル

【議 長】

では新設最後の案件ですね。昭栄産業ビルについて説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

ありがとうございました。これはもうすでに営業している従来のお店をレイアウト変更したら対象になったという案件ですね。

【委 員】

特段問題ないなと思うのですが、もし可能であれば、99ページのところで車両進入禁止看板があるのですが、もうちょっと手前に置いた方がいいのではないかと。これだと、だいぶ入ってきてから進入禁止だって気付くような場所になっているので。

ちょっとここの看板の位置については適切に考慮されたしと。駐車場の後ろにスペースを入れているので、そこに車両進入禁止の看板を置いているかもしれないので、ちょっとそこはご確認いただければと思います。

もしかしたら向こうの意図があってここに置いているって可能性もあるので、車両進入禁止看板の位置が適切かどうかご検討くださいっていうことぐらいでよろしいんじゃないか。

【議 長】

騒音については、店舗敷地境界では予測値が規制値を上回っていたということがありますので、既存の施設だとしてもここが上回っていることは確かなので、そこは注意していただきたいという意見がでています。

あと、出入口が小学校の通学路に面していますし、来退店経路も小学校の通学路と重なっているところは安全の確保、車両進入禁止看板の位置について適切かどうかご検討いただきたいと。

それから、P 1、P 2、P 3 地点における騒音が予測値を上回らないよう注意して運用してください。

以上を口頭意見としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全員了承)

(2) 変更

- ① ベルク光が丘店
- ② リプレ川口二番街
- ③ 西友川口芝店
- ④ フォレオ菖蒲
- ⑤ (仮称) ガリバー狭山店
- ⑥ スーパービバホーム鴻巣店

【議 長】

それでは、引き続き変更届出について、6件ございますけれども、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局説明))

【議 長】

ありがとうございます。

まずはベルク光が丘店ですね。

こちらについては騒音に関して、今までよりも夜間の交通量が増えることになるため、特にA 5 地点、A 6 地点の騒音が予測値を超えることがないように注意してくださいという意見がでていますので、こちらを口頭意見としたいと思います。

(全員了承)

【議長】

リプレ河口2番街。これは新たに隔地駐車場を設けるってということですか？

(事務局回答)

【議長】

従来使用していた公共駐車場が工事で使えないことに伴う対応ということですね。これについては意見なしでいいでしょうか。

【委員】

大丈夫です。意見ございません。

【議長】

西友河口芝店については隔地駐車場が新たにできるので、店舗への来店客の安全確保をお願いしたいという口頭意見は付しておいた方がいいかなと思うのですがいかがでしょうか。

(全員了承)

【議長】

フォレオ菖蒲はいかがですか。

【委員】

特にないです。

【議長】

では特に意見なしとしましょう。

(仮称)ガリバー狭山店は、業態がそもそも変わって、店舗面積も減り、駐車場も減り、全部減っていくっていう事案ですけれども、こちらも特にご意見がないということでよろしいでしょうか。

(全員了承)

【議長】

スーパービバホーム鴻巣店に関してですが、こちらは隔地駐車場を増やすということですので、隔地駐車場と店舗を往来する来店客の安全確保を来退店車両に注意喚起し、適宜交通整理員を配置するなどしてくださいという口頭意見を付したいと思います。

(全員了承)

【議 長】

それでは本日の審議案件は終了します。

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年11月1日

議 長 池田 恵子

議事録署名委員 大沢 昌玄

議事録署名委員 大久保 和政